

# 1歳児クラスの令和3年(2021年)4月入園

## 入園予約制度のご案内



箕面市教育委員会子ども未来創造局幼児教育保育室

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1(子ども総合窓口)

電話：072-724-6791/FAX：072-721-9907

### 1. 入園予約制度について

入園予約制度とは、4月入園できることを早期にお知らせするもので、早ければ9月中旬頃に地域の内定通知をお届けします。保育施設の決定は1月末です。入園予約制度のご利用を希望するかたは、下記の手続きにより申込みをしてください。

### 2. 申込み期間・受付時間

申込み期間：令和2年(2020年)7月10日(金)～令和2年(2020年)11月13日(金)

先着順ではありません。

受付時間：月曜日から土曜日(祝日を除く)午前8時45分から午後5時15分まで

市役所別館2階子ども総合窓口へ保護者のかたが直接申込みをしてください。

豊川・止々呂美支所や郵送での受け付けはしていません。

\* 締め切りをすぎると受け付けはできませんのでご注意ください。

### 3. 対象児童

平成31年(2019年)4月2日から令和2年(2020年)4月1日までに生まれた児童

保護者が次のいずれかに該当する箕面市内在住の児童(申込時に箕面市に居住しており、住民登録のあるかた)に限ります。また、現在認可保育施設に在籍している転園希望のかたは対象外です。)

令和2年度0歳クラスの年度途中の入園を希望されるかたは入園予約制度を利用できません。また、育児休業延長の手続きのために保育園入園待機通知の交付をご希望のかたは、別途手続きが必要です。

- ① 昼間に居宅外で仕事をしている
- ② 昼間に居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている
- ③ 妊娠中に入院、または出産月を含む前または後2か月
- ④ 病気、負傷または心身に障害がある
- ⑤ 長期にわたる病気や心身に障害がある親族を常に介護している
- ⑥ 震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
- ⑦ 学生である
- ⑧ その他、箕面市教育委員会教育長が特に認めた場合(児童に発達上支援を要し、集団保育が望ましい場合(支援保育)など。なお、支援保育については、申込みの前に、子ども総合窓口にご相談ください。)

週4日以上かつ一日4時間以上の勤務等により家庭で児童の保育ができないかたを対象とします。申込時に求職中の場合は、入園後1か月以内に勤務に就き、「勤務証明並びに申告書」を提出してください。



### 4. 保育時間・休園日

#### (1) 保育時間

おおむね午前7時00分から午後7時00分までのうち、保護者が就労等により保育を必要とする時間の範囲。また、入園後一週間程度のならし保育があります。(保育施設によって異なります。開園時間については、別紙『箕面市保育施設一覧』で、ならし保育については、各施設に直接ご確認ください。)

#### (2) 休園日

- ① 日曜日
- ② 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ③ 年末年始(12月29日から1月3日まで)

※幼稚園型認定こども園は土曜日も休園日となります。

## 5. 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類(1)～(9)の書類が必要です。各書類は、児童一人につき1枚必要ですが、(3)、(5)～(7)、(9)については、複数児童の申込みをされる場合、原本を一部提出していただければ、後はコピーで受け付けが可能です。(ご自身でコピーを人数分ご用意ください。)

### (1) 教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書

- \* 保育が必要であるという認定を受けていただくための申込書です。(保育施設を利用するみなさんに認定を受けていただく必要があります。)
- \* 別添の記入例を参考にご記入ください。

### (2) 保育施設に関する同意書兼誓約書

- \* 必ず内容をよく確認し、署名のうえ、申込みの際に提出してください。



### (3) 世帯調書・(4) 児童調書

- \* 該当する箇所にチェックまたはマルをつけ、必要事項を記入してください。

### (5) 保育が必要な理由を証明する書類 (父母それぞれの勤務証明並びに申告書など)

保育が必要な理由		勤務証明並びに申告書		
		提出の要否	記載箇所	添付書類及び注意事項
就労	会社などに雇用されているかた	必要	1 会社や官公庁等に雇用されている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●勤務先で証明を受けてください。</li> <li>●就労内定のかたも証明を受けてください。</li> </ul>
	本人または親族が事業をしている場合 (自営業等)	必要	2 自営の場合 ※事業主が記入、押印のうえ申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事業主の場合】 税務署に提出されている「開業届出書(控)」、「法人設立届出書」、保健所等から交付される「営業許可証(写)」、法務局から交付される登記簿謄本等 (※どちらも提出できない場合は確定申告書(控)等、) 事業による収入を確認できるものでも可</li> <li>【自営専従者の場合】 青色事業専従者給与に関する届出書</li> <li>【自営業開業予定の場合】 店舗予定地の賃貸契約書や開業経費の支出明細等 (自営業を開始できることが確認できるもの)</li> </ul>
妊娠・出産 (出産月を含む前または後2か月)	必要	3 傷病・出産・看護の場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師による証明を受けてください。</li> <li>●出産は母子健康手帳のコピーでも受け付け可。</li> <li>●「介護」が理由の場合は、介護の対象となるかたのケアプラン、サービス利用票などを提出してください。</li> </ul>
疾病	必要			
介護	必要			
内職	必要	4 内職の場合		●発注先で証明を受けてください。
就学	不要			●在学証明書と授業の時間割表(カリキュラム)を添付してください。
災害復旧	不要			●罹災証明書を添付してください。

\* 提出された書類はお返しできませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取るなどしてください。

\* 不備書類は受け付けできないことがあります。必ず令和3年度(2021年度)用の様式を使用のうえ押印等もれのないようご注意ください。

**(6) 勤務実績報告書（父母それぞれ2か月分。求職中のかたは提出不要です。）**

- \* 育児休業から復職するかたは、産前休暇前の実績2か月分を提出してください。
- \* 内定のかたは、予定の勤務日数、支給額等について証明を受けてください。
- \* 勤務先に証明を受けるか、2か月分の給与明細のコピーを提出してください。

**(7) 所得を証明する書類（海外での収入があるかたのみ）**

- \* 平成31年(2019年)1月～令和元年(2019年)12月までの年収の額(税や保険料等の控除前の額)が分かる書類の提出が必要です。(例:給与明細など)

**(8) マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)**



**(9) その他必要書類**

別紙『保育料等及び保育必要量について』を確認し、例えばきょうたいが私立幼稚園等に入園予定の場合など別途必要な書類を必ず確認してください。また、上記以外に、必要に応じて書類のご提出をお願いする場合があります。

**【注意事項】**

- ・保育料は市区町村民税額を基に決定します。自営業等で税務署への申告に該当しないかたであっても、市区町村への申告は必要です。令和2年(2020年)1月1日現在にお住まいの市区町村への申告等を行ってください。所得が未申告のかたは税額が確認できませんので、申告状況をご確認のうえ、未申告の場合は必ず期日までに、申告等を行ってください。未申告などにより市区町村民税の課税の状況が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。
- ・令和2年(2020年)1月1日時点において箕面市に住民登録がなかった等の理由により税額が確認できない場合、マイナンバー(個人番号)による情報連携で税額の確認を行います。ただし、マイナンバー(個人番号)による情報連携ができない場合やマイナンバー(個人番号)による照会を希望しない場合は、課税証明書等の提出が別途必要です。

**6. 申込内容に変更が生じた場合**

次のような変更があった場合、必ず子ども総合窓口にご報告ください。

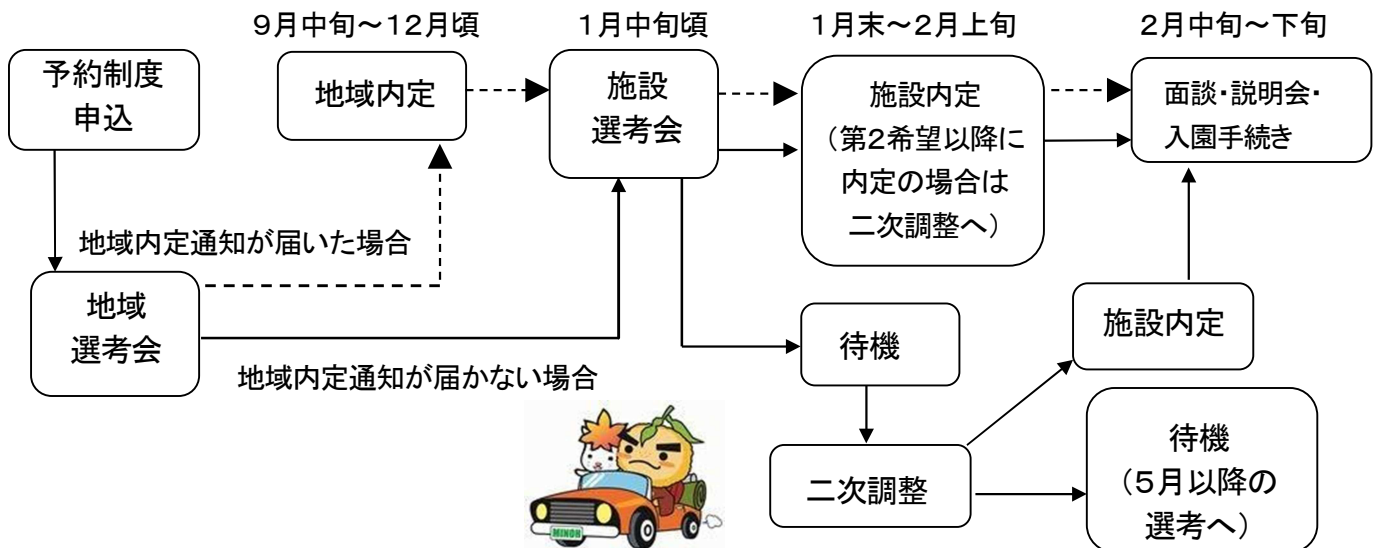
- \* 氏名や住所(市内で引っ越しをする。転出が決まった。転入した。)
- \* 世帯員の構成(同居者が変わる。祖父母と同居・別居する。結婚・離婚するなど)
- \* 職場託児等の利用状況(職場託児や認可外保育施設、一時保育などを利用し、育児休業から復職した場合は復職証明書、勤務先が内定して勤務を開始した場合は採用後に証明された勤務証明並びに申告書をご提出ください。)
- \* 保育施設の入園申請理由(例:就労→出産)
- \* 妊娠、出産の予定
- \* お子さまの食物アレルギーや疾病などの健康状態



**7. 各保育施設の利用について**

- \* 保育時間は、通勤時間+勤務時間で父母の短いほうで決まります。(例:父が通勤時間30分で勤務時間8時間、母が通勤時間1時間で勤務時間8時間のどちらも9時から18時までの勤務の場合、父の通勤時間+勤務時間で保育時間が決まるため、父の時間に合わせて送迎が必要になります。)
- \* 特に土曜日の保育については、原則として就労要件で父母ともに土曜日勤務のあるかたのみ利用可能です。(父母ともに土曜日勤務があることが証明された勤務証明の提出が必要になります。)
- \* 勤務状況などの確認のため、シフト表などをご提出いただく場合があります。

## 8. 申込み後の流れ



※入園予約制度は、保育の必要度に応じて選考しますので、内定を確約するものではありません。

9月中旬～12月頃に地域内定通知が届かない場合も、1月中旬頃に施設選考を行います。**取り下げをしない限り**、選考を行いますので改めて申請書をご提出いただく必要はありません。

※地域内定は、希望順位の高い施設への内定を確約するものではなく、施設の選考の結果、希望順位の低い施設に内定する場合があります。

※希望施設の順番を変更する場合は、12月16日(水)までに「希望施設別紙」を再度ご提出ください。期間を過ぎると変更はできません。電話での変更もできません。

※内定先の施設の決定は、1月末～2月上旬に発送の利用調整結果通知が届くまでお待ちください。

**(電話でのお問い合わせは一切お答えできません。)**

※第2希望以降の施設に内定した場合、二次調整で繰り上がり内定の可能性があります。

※待機となった場合、二次調整で内定の可能性があります。二次調整でも待機となった場合、5月以降は毎月中旬頃の選考会議の対象になります。今回提出された申込書は、取り下げを希望しない限り令和4年(2022年)3月選考まで有効です。

※待機となった場合、認可外保育施設(企業主導型)や一時保育もご検討ください。

## 9. 注意事項

(1) 以下の理由により内定を取り消すことがあります。(入園後であれば退園となります。)

- \* 勤務予定先、復職予定先や勤務時間を報告なしに変更・退職していた場合
- \* 申込み及び面談調査のときに虚偽の記入または申告があった場合
- \* 家族状況や保育が必要な理由に変更があり、「3. 対象児童」に該当しなくなった場合
- \* 無断または特別な理由なく、長期間(1か月以上)利用しなかった場合

保育要件に満たない可能性がある場合は、書類の提出を依頼するとともに、勤務(予定)先への調査や個人面談により市が確認を行う場合があります。保育要件に満たないと判明した場合は内定の取り消しや退園となります。

(2) **求職中や内定または復職予定で入園されたかた、未提出書類のあるかた**については、**勤務証明並びに申告書や勤務実績報告書、復職証明書**などを4月末日までに提出していただく必要があります。期日までにご提出いただけない場合、保育要件の確認ができないため退園となる可能性があります。

(3) 退園する場合は、退園届の提出が必要です。提出がなかったり、遅れた場合、実際の利用状況にかかわらず保育料等が発生しますので、速やかに手続きをしてください。